

船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、施設開設時から安定した、質の高いサービスを提供する体制整備等を支援するため、地域密着型施設等の開設に係る経費の一部について、予算の範囲内において船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金を受けることができる者は、地域密着型施設等を開設する者として市長が認めた者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、千葉県介護施設等整備事業交付金実施要綱第3に規定する介護施設等整備事業計画書に基づき実施する事業であって、次に掲げる地域密着型施設等を開設する事業とする。

(1) 特別養護老人ホーム（定員30名以上）及び併設されるショートステイ用居室

(2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、施設ごとに第1欄に定める補助基準額に第2欄に定める補助単位の数に乗じて得た補助基準額と、第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金要綱・実施要項に基づき千葉県から交付される額の範囲内とする。

1 補助基準額	2 補助単位	3 補助対象経費	4 補助対象期間
989,000円	定員数 ※看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	円滑な開設又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借費、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料、又は工事請負費。	開設前6ヶ月

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとするときは、船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補

助金交付申請書（第 1 号様式）により、市長に申請しなければならない。

（交付可否決定の通知）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金交付可否決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

（交付の条件）

第 7 条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- （１）補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （２）補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （３）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （４）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- （５）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （６）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （７）補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第 5 号様式）により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(8) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(10) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(11) 補助対象事業者が（1）から（10）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させることがある。

（実績報告）

第8条 この補助金の実績報告は、事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヵ月を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金実績報告書（第3号様式）により、市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金確定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

- 2 この補助金の額は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付要綱・実施要項に基づき千葉県から交付される額の範囲内とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

第 1 号様式

船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 経費所要額調書
- (4) 歳入歳出予算書
- (5) 平面図（床面積）
- (6) その他市長が必要があると認める書類

第2号様式

船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金交付可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のありました船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金交付要綱第7条による。

2 交付しない。

理由

第3号様式

船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績の報告書
- 2 精算額算出内訳書
- 3 歳入歳出決算書(見込書)
- 4 備品購入契約書等の写し(原本証明)
- 5 補助対象事業費の領収書の写し(原本証明)
- 6 補助対象事業の設置図及び写真
- 7 交付申請後に変更がある場合(経費所要額調書)
- 8 その他市長が必要があると認める書類

第4号様式

船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、
下記のとおり通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付確定額 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |

第5号様式

船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定があった船橋市地域密着型施設等開設準備
支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市地域密着型施設等開設準備支援事業補助金に係る消費税仕入
控除税額

(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について☑

☐ 消費税の申告義務がない

☐ 簡易課税方式による申告を行っている

☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

☐ その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・ 返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%
を超える事業者は添付不要)

・ 別添添付書類チェック表及び該当書類のとおり